

協議第3号

消防署所の位置及び名称について

次の調整結果について協議を求める。

平成27年7月7日調整

上尾市・伊奈町消防広域化協議会
会長 島村 穰

調整結果	1 広域化実施時の消防署所の位置は、現状の位置とする。 2 消防署所の名称は、上尾市は現状のとおりとし、伊奈町消防署の名称を「伊奈消防署」とする。
------	--

(調整理由)

1 消防署所の位置について

- ・消防力の低い地域の解消は、消防施設の再配置又は新たな施設の建設が必要になるが、整備には一定の期間及び経費が必要となるほか、地域住民の理解を得ることが重要であることから、広域化実施時の消防署所の位置は、現状の通りとする。
- ・広域化実施時に管轄及び出動区域の見直しをすることで、消防力の向上が期待できる一方、他の地域と比較すると消防力が低い地域が一部存在することから、広域化実施後に課題解消に向けた将来的なビジョンを示す必要がある。

2 消防署所の名称について

- ・上尾市の2署4分署については現状の通りとする。
- ・現状の伊奈町消防署の名称は、上尾市消防本部の一組織となることから「伊奈消防署」とする。

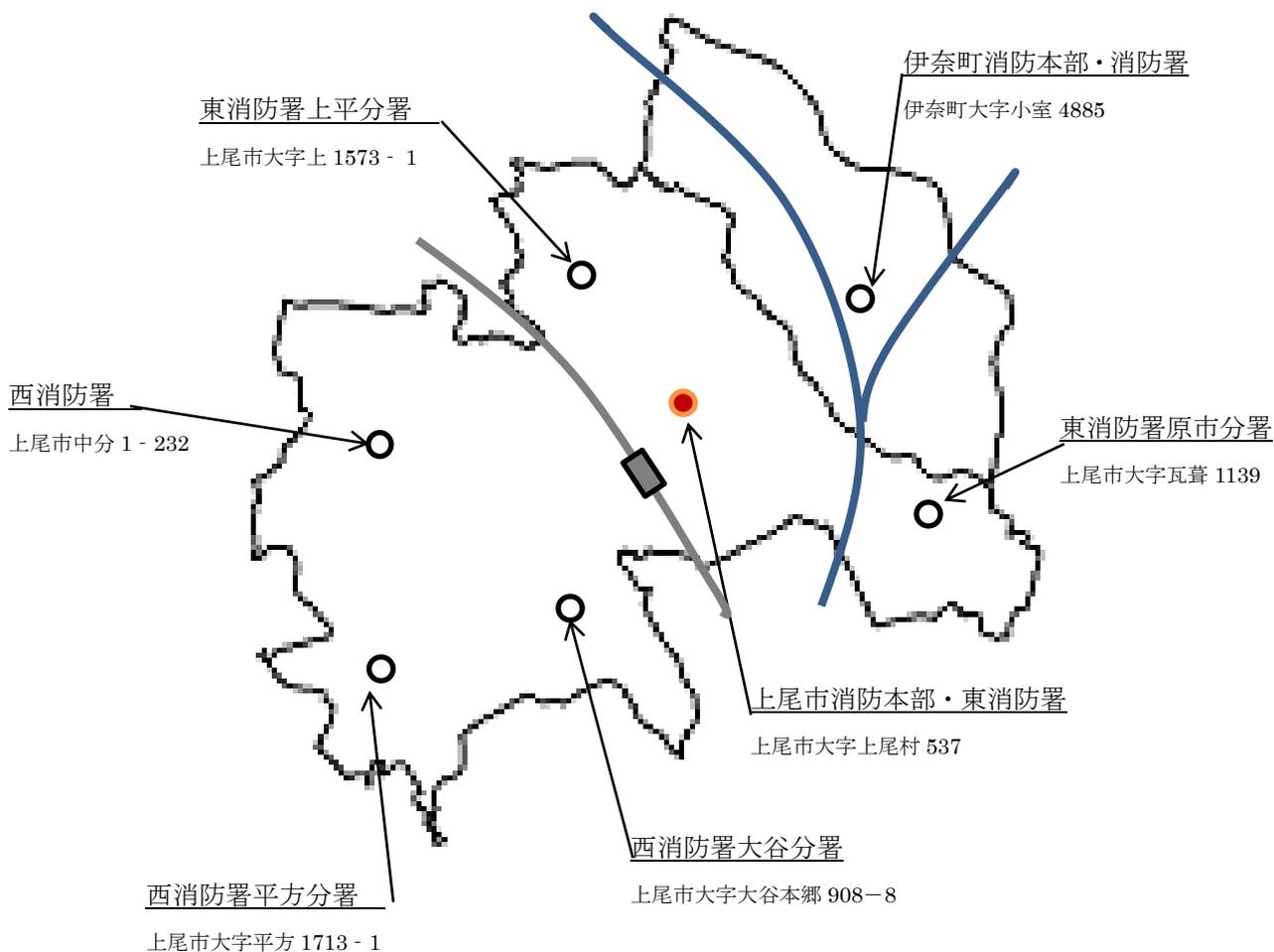
協議第3号 消防署所の位置及び名称について (関係資料)

消防施設の状況

平成27年4月1日現在

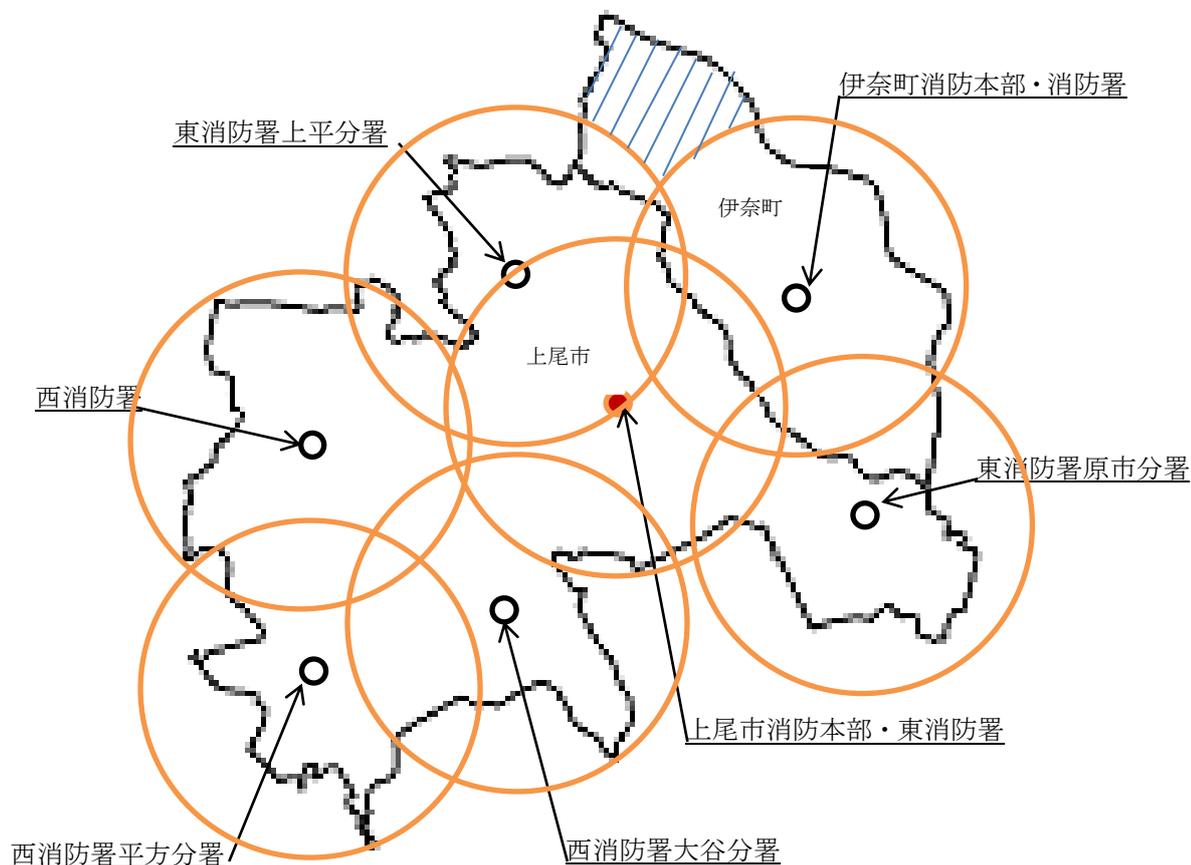
消防本部名	庁舎名	構造等	建築面積	延面積	竣工年月日	経過年数
上尾市 消防本部	本部・東消防署	R C造	1,749.08 m ²	2,659.06 m ²	S 58.11.1	32年
	原市分署	R C造	471.03 m ²	643.32 m ²	S 54.4.1	36年
	上平分署	R C造	545.10 m ²	733.40 m ²	H 6.4.1	21年
	西消防署	S 造	1,705.69 m ²	3,607.71 m ²	H 20.1.1	7年
	大谷分署	R C造	693.16 m ²	676.01 m ²	S 63.4.15	27年
	平方分署	R C造	843.70 m ²	794.41 m ²	H 17.4.1	10年
伊奈町 消防本部	本部・消防署	R C造 一部S造	876.64 m ²	1,415.21 m ²	S 59.4.1	31年

消防施設の位置関係【広域化前】



走行限界エリア

- ・伊奈町北部地域の一部が、走行限界エリアの外側にあることがわかる。



※ 走行限界エリアとは、出動から放水開始までの所要時間が約6.5分を超えると急激に延焼率が高まることから、火元建築物1棟の独立火災で消火するためには、消防隊は出場後6.5分以内に放水を開始しなければならない。

消防活動実態調査結果より、消防隊が火災現場到着後、放水開始するまでの「放水標準時間」は平均2.0分である。よって、消防ポンプ自動車の走行に当てられる時間は4.5分であり、この時間を「走行限界時間」とし、走行限界時間内に消防ポンプ自動車が到達できるエリアをいう。

図の円は、走行限界時間を距離に換算した半径2.7kmで現状の各署所が包含できる上尾市及び伊奈町のエリアを示している。

○所要時間 (6.5分) = 走行限界時間 (4.5分) + 放水標準時間 (2.0分)

○走行限界距離 (2.7km) = 走行平均時速 (36km) × 走行限界時間 (4.5分)